

計画改定後の進行管理

地球温暖化対策計画の後期(H28～32年度の5箇年)の推進体制及び施策の進行管理は以下の考え方で行う。

1 推進体制

以下のとおりの体制で施策を着実に推進する。

(1) 全庁横断的な連携及び財源面の充実

ア 全庁をあげた横断的な連携により地球温暖化対策を推進する。

イ 京都市民環境ファンド（有料指定袋制の実施に伴う財源及び地球温暖化対策に対する寄付等）、京都府森林環境税からの交付金等を活用し、再生可能エネルギーの導入拡大、高効率機器等の普及に関連する研究、森林整備等を実施する。

(2) 有識者会議における点検・評価

ア 有識者で構成される地球温暖化対策推進委員会（以下「推進委員会」という。）において、専門的見地から地球温暖化対策の点検・評価を行う。

イ 推進委員会の下に設置した地球温暖化対策評価研究会において、統計データや市民行動調査等と、学識者・NPO等の科学的知見を結合したうえで、対策成果等の分析や更なる「見える化」に向けた手法の研究等を行う。

(3) 市民・事業者・民間団体との連携

市民，事業者，行政の参画組織である「京のアジェンダ 21 フォーラム」などを積極的に活用し、パートナーシップに基づく様々な取組を総合的に推進する。

(4) 国、京都府及び他都市との連携

ア 国に対して積極的な政策提案を行う。

イ 関西の発展に資する「関西広域連合」事業を積極的に推進する。

ウ 京都府とは積極的な連携を図り、相乗効果を高めながら取組を推進する。

エ 他の環境モデル都市や関係行政機関と連携し、本市の優れた取組を全国へ展開する。

オ 自然エネルギーの普及・拡大をさらに加速させることを目指す「指定都市自然エネルギー協議会」などとの交流を通じて積極的な取組を推進する。

(5) 国際的な連携と発信

ア イクレイ（持続可能性をめざす自治体協議会）・世界歴史都市連盟などの交流を通じて、世界各国の自治体との連携を深め、各自治体が直面している課題の解決に向けて、情報交換・共同研究を実施する。

イ 取組を通じて獲得した多様な知見は、大学や研究機関との連携しながら、これら国際的なネットワークを活用して世界に発信する。

2 施策の進行管理

(1) 取組の進捗状況の評価 **充実**

改定計画に掲げる取組の多くが、当初から「A 実施済み又は本格実施中」の進捗区分となることが想定されるため、取組を着実に進行管理するため、以下のとおり、進捗区分 A を 3 分割し、現行の 4 区分からより細やかな 6 区分に強化する。

現行の進行管理 (4 区分)		変更	改定後の進行管理 (6 区分)	
A	実施済み又は 本格実施中		S	実施済み又は本格実施中 (各取組で設定した進捗指標やロードマップ等と 比べて見込みを上回る)
		AA	実施済み又は本格実施中(見込みどおり)	
		A	実施済み又は本格実施中	
B	実施前最終段階	B	実施前最終段階	
C	企画構想段階	C	企画構想段階	
D	未着手	D	未着手	

(2) 削減効果指標等による進捗評価 **充実**

「家電製品の更新」や「太陽光発電設備の普及」など削減効果の算定に結びつく「削減効果指標」を見直し、新たな指標を加え、指標ごとに設定する 2020 年度の温室効果ガス削減見込量を充実することにより、改定計画には全部で 21 指標、155.4 万トンの削減見込量を設定する（参考 1-1 参照）。

毎年度、要因分解手法等を用いて削減効果指標ごとの削減量を評価し（参考 1-2 参照）、削減見込量との乖離が大きなものについては、取組を強化・充実するなど、的確かつ具体的な対応を図る。

改定計画の進捗の評価は、上記で見直した「削減効果指標」や取組ごとの「進捗指標」を用いて行うこととし、発電方法に係る外部要因（電気の CO₂ 排出係数の変化による増減）を取り除き、多面的な視点から進行管理を行い、取組成果の見える化を図るために設定していた 7 つの「低炭素化指標」（参考 1-3 参照）は、改定計画においては分析項目として毎年度評価し、年次報告書等で報告する。

(3) 社会経済情勢や国等の動向に即応する施策の強化・充実

地球温暖化対策をめぐる国内外の情勢や関連政策の動向に、時宜に応じて対応していくことが不可欠であることから、必要な施策の充実・強化を常に検討し、計画の進化を図っていく。

(4) 年次報告書の作成・公表による点検及び評価

地球温暖化対策の進捗や年間の取組状況について、条例の規定に基づき、「地球温暖化対策に係る年次報告書」としてとりまとめ、広く公表する中で、点検及び評価を実施する。

また、年次報告書の内容を市民にも分かりやすくまとめた冊子として「京都市の地球温暖化対策」も発行する。